

日本臨床心理劇学会会則

(名称)

第1条 本会は、日本臨床心理劇学会と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は次の通りである。

- (1)心理劇に関する研究の推進
- (2)心理劇の技術の習得と向上
- (3)会員の相互交流

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)研究大会の開催
- (2)研究会、研修会等の開催、あるいは協力
- (3)会誌の発行
- (4)資格の認定
- (5)学会賞の認定
- (6)情報の提供
- (7)その他

(会員)

第4条 本会の会員は、心理劇を用いた臨床、実践または心理劇に関する研究を行っている者、あるいは心理劇に関心を有している者であって、所定の手続きを通して常任理事会で承認された者である。

2. 会員は、個人会員、施設会員及び名誉会員とする。施設会員は、法人等施設として入会する者である。また名誉会員は別に定める規則によって常任理事会により推薦され、理事会で承認された者とする。

(役員)

第5条 本会は、役員として理事25名および監事2名を置き、理事の内1名を理事長、2名を副理事長及び7名を常任理事とする。

(役員を選任)

第6条 理事及び監事は、会員の中から選挙によって選任される。

2. 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選に

よる。

3. 各役員任期は3年とする。ただし重任を妨げない。

4. 理事の選出は、選挙管理委員会の管理の基に選挙によって行われる。選挙管理委員会は、常任理事会により理事以外の会員から選出された3名の委員によって構成され、委員長は3名の委員により互選されたものとする。なお、選挙事務は学会事務局が担当する。

選挙規定は別に定める。

(役員の仕事)

第7条 理事長は総会、理事会および常任理事会を招集し、会務を統括する。

2. 理事長は会を代表し、理事の中から必要な業務に応じて担当理事を任命することができる。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び専務理事により構成される。

また、理事長は必要に応じて理事を常任理事会に出席させることができる。

4. 監事は会計を監査する。

(学会顧問)

第8条 学会顧問は、学会の創設及び発展に多大な貢献をし、本学会の活動等に関して豊富な経験を有する学会員であること。

2. 学会顧問には、常任理事会が学会の重要条件について必要に応じて相談をし、助言を求める。

3. 学会顧問は、常任理事会によって決定される。

(事務局)

第9条 本会の事務局は理事会が決定した場所に置く。

2. 事務局は、常任理事または事務局担当理事が統括する。

(総会)

第10条 総会は会員を持って組織し、会の重要事項を審議する。

2. 総会は研究大会にあわせて年1回開催される。その他、理事長が必要と認めた時に開くことが出来る。

3. 総会は、会員の10分の1以上の出席によって成立する。

4. 会員は総会を欠席する場合には、総会に委任状を提出する。

5. 総会の議決は、出席者の過半数とする。議長は理事長がこれにあたり、可否同数の時には議長に決するところにある。

6. 総会の議決権については、個人会員と施設会員は同党の資格を有する。なお、施設会員は代表者1名の議決権を有する。

(学会大会)

第11条 学会大会は、年1回大会会長により開催される。大会会長は常任理事会で諮られ決定する。

(会計)

第12条 本会員は総会の定めるところに従い、会

費を納めなければならない。

2. 個人会員の会費は年額5,000円とし、施設会員の会費は30,000円とする。ただし、個人会員のうち学生(大学学部生・大学院修士生)は、3,000円とする。

3. 会員が会費を2年以上滞納した場合には、退会したものとみなすことがある。

4. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。

(会則改正)

第13条 本会則は、総会の承認によって改正できる。

(附 則)

1. 平成30年(2018年)4月1日より、西日本心理劇学会から日本臨床心理劇学会に名称変更が行われるため、本会則を制定し、施行する。